

令和5年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務（プロモーション業務）
公募型プロポーザル提案説明書

1 実施主体

道内中核都市観光連携協議会

（構成団体：札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市）

2 業務名

令和5年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務（プロモーション業務）

3 業務の目的

北海道内の中核を担う札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市（以下「6都市」という。）の連携により、おもに道外観光客の6都市への誘客・周遊を促進させ、もって誘客・周遊人数や滞在時間の増加を図る。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和5年12月22日までとする。

5 予算規模

企画提案における本業務の予算規模は8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額については、次年度の各種補助金が採択となった場合の金額であり、採択状況によっては上記金額が増減する可能性があることに留意すること。（なおその場合においても、最低6,500,000円以上の契約となる。）

予算金額が変動した場合の事業内容については、委託者及び受託者双方の協議の上、決定することとする。

6 業務の内容

(1) 事業方針

本事業では、6都市のそれぞれ異なる魅力を活かして、北海道への誘客を

図るとともに、6都市のうち複数の都市を周遊させる取り組みを実施する。

特に、この6都市への入口となる空港（新千歳空港・函館空港・旭川空港・たんちょう釧路空港・とち帯広空港・女満別空港）を活用し、北海道への行きと帰りの空港を分けた（以下「インアウト別」という。）旅行形態を推進することで、6都市周遊の魅力発信及び促進を図っていく。

(2) 対象

道外（国内）一般消費者をメインターゲットとする。

(3) 6都市への観光客誘客・都市間周遊に繋げる事業の実施

上記の事業方針を踏まえ、以下の事業を実施すること。

ア プロモーションの実施

インアウト別の北海道旅行及び、各市の異なる魅力を訴求し、北海道旅行への機運醸成を図るとともに、実際に6都市への誘客・周遊を促進させるようなプロモーションを展開すること。

なお、令和4年度に当協議会で制作した、6都市それぞれと、インアウト別の旅行形態の魅力について発信する下記 Web サイトを開設しているため、更新の上、活用していくことも可能とする。但し、活用する場合、Web サイトの保守・運用作業について受託者が担うこととし、また、それらに係る費用（サーバー代等）についても受託者が負担することとする。

- ・ <https://omoikkiri-hokkaido.jp/summer/>
- ・ <https://omoikkiri-hokkaido.jp/winter/>

イ 当協議会の別事業との連携

当協議会の別事業にて、航空会社（JAL、ANA、AIRDO）とタイアップし、インアウト別の旅行商品の造成・販売事業（以下、「別事業」という。）を実施する予定である。本事業において、インアウト別の北海道旅行の認知や興味関心の拡大に留まらず、実送客にも繋げることを目的に、別事業で造成した旅行商品を活用すること。

なお、当該商品はグリーンシーズン（7月～10月）での販売を想定しているため、プロモーションは適切な時期に実施すること。

ウ 観光 PR イベントでの PR ツール

当協議会が参加する、道外で実施される観光 PR イベントで活用する PR ツール（ポスター及びパンフレット）及び、版下用データを制作すること。

【想定する印刷仕様】

- ポスター(10部想定)
 - ・サイズ：B 1
 - ・色数：4色カラー
- パンフレット(1,000部想定)
 - ・サイズ：A 4
 - ・色数：4色カラー

エ インアウト別の北海道旅行に関するアンケート調査

次年度以降の事業の検討に活用することを前提に、インアウト別の旅行のニーズやターゲット、今後の事業の方向性に結び付けるような内容とすること。

- ① 当協議会が参加する観光PRイベント(アンケート手法の企画及び集計分析のみ)での調査
- ② 道外在住者を対象にした調査

(4) 事業実施に係る効果測定と分析

- ア 事業実施計画及びKPIの策定
- イ 継続的なデータ収集及び分析
- ウ 分析結果に応じた戦略の提案

(5) 実施結果の報告

月に1回程度の定期的な進捗報告に加え、指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果(実施により得られた送客効果やその他の二次的なプロモーション効果等)を取りまとめ報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

7 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、国内及び道内の旅行動向、6都市の観光資源等を踏まえたうえで、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

(1) 実施方針

道内観光動向や北海道の旅行需要(旅行の目的地や動機、滞在日数など)

について考察し、来道旅行市場に対する解釈を示したうえで、本事業の実施に当たっての基本的な考え方、企画の特徴やテーマを明らかにすること。

(2) 具体的な事業・プロモーションの内容

ア インアウト別の北海道旅行の認知や興味関心を拡大させ、6都市への誘客・周遊の促進を図るために、どのようなプロモーションを実施していくかを具体的に示すこと。

イ インアウト別の北海道旅行を推進する中で、別事業で造成した旅行商品を活用しながら、実送客に繋げる仕組みについて具体的に示すこと。

ウ アンケート調査の手法等、上記6(3)エの目的を達するための具体的な施策について示すこと。

エ 道外の観光 PR イベントにて活用が可能な PR ツールについて、デザインや内容を示すこと。

オ 提案する事業やプロモーションについて、実施時期、実施回数、主なターゲットを示すとともに、その根拠や理由についても明示すること。

(3) 効果測定と分析

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該事業に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(4) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(5) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 協議会構成自治体において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)~(6)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<提出する書面>

※ 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式 3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明又は全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前 2 期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行

	されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	3月1日(水)	
イ 参加申込書の提出期限	3月10日(金)	17時00分
ウ 企画提案書の提出期限	3月20日(月)	12時00分
エ 評価委員会によるヒアリングの実施	3月下旬	
オ 提案事業者への選定結果の通知	4月上旬	
カ 契約締結	4月中旬	

(2) 提出書類

各種書類は、協議会事務局（札幌市経済観光局観光・MICE推進部）へ持参又は郵送により提出すること。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）
 - ・ 表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
 - ・ 提案者の団体名称が記載されていないもの 7部
- ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD-R） 1部

(3) その他の留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマーク等、プロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、協議会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和5年3月8日(水)正午まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)「令和5年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務(プロモーション業務) 質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、「道内中核都市観光連携協議会令和5年度道内中核都市への観光客誘客・周遊促進業務(プロモーション業務)公募型プロポーザル評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、評価委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格を満たさない場合は通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針の評価 (7-(1)関係)	観光動向や旅行需要等の道内及び国内観光に対する分析が適切であるか。	5
	当事業の方針を理解しており、特徴やテーマを適正に設定しているか。	10
具体的な事業・プロモーション内容の評価 (7-(2) 関係)	プロモーションの内容は、インアウト別の道内旅行の魅力を効果的に訴求し、6都市周遊の促進に資するようなものとなっているか。	30
	別事業で造成した旅行商品を活用し、実送客に繋がるようなプロモーション内容となっているか。	20

	アンケート調査の手法について、効果的かつ次年度以降の事業に活用できるものとなっているか。	10
	道外 PR イベントにて活用する PR ツールのデザインや内容は、参加者の興味関心を引くものか。	10
効果・目標の妥当性 (7-3) 関係)	効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
体制・計画の適否 (7-4) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-5) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 評価委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 評価委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、

評価委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は業務ごとに実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で評価委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日

除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施主体が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施主体が利用(必要な改編を含む)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施主体に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は、委託者に対し、受託者が当該事業の実施に係る成果物(以下、「本著作物」という。)を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。

イ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

(1) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

(2) 当協議会の議決により、令和5年度の予算執行が可能となった時期に契約を行うが、上記5の予算額を確保出来ない場合は、事業の一部を縮小することがある。なお、この場合に発生する損失については、受託者が負う

こととする。

- (3) 当該業務については単年度契約となるが、事業の性質を鑑みて一定期間継続した運営を行うことが効果的であると判断されることから、受託者が業務を良好に履行している場合、令和5年度から最大2年間を限度に継続して契約相手方として選定できるものとする。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 道内中核都市観光連携協議会事務局 花田、宗岡

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp